

指導検査基準（指定夜間対応型訪問介護事業）

事項	基本的な考え方及び観点	根拠法令等	確認書類等
第1 基本方針	<p>1 基本方針</p> <p>指定地域密着型サービスに該当する夜間対応型訪問介護（以下「指定夜間対応型訪問介護」という。）の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、夜間ににおいて、定期的な巡回又は随時通報によりその者の居宅を訪問し、排せつの介護、日常生活上の緊急時の対応その他の夜間ににおいて安心してその居宅において生活を送ることができるようにするための援助を行うものとなっているか。</p> <p>2 指定夜間対応型訪問介護</p> <p>(1) 指定夜間対応型訪問介護は、次のサービスを一括して提供しているか。</p> <p>イ 定期巡回サービス ロ オペレーションセンターサービス ハ 隨時訪問サービス</p> <p>(2) 指定夜間対応型訪問介護を提供する時間帯は、22時から翌朝6時までの間を含むものとなっているか。</p>	<p>法第78条の3 第1項 省令第4条 基準について第3の二の1の(1)</p> <p>省令第5条 基準について第3の二の1の(2)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・概況説明 ・定款、寄附行為等 ・運営規程 ・パンフレット
第2 人員に関する基準	<p>1 訪問介護員等の員数</p> <p>(1) オペレーションセンター従業者数は、指定夜間対応型訪問介護を提供する時間帯を通じてオペレーター（※1）1以上及び利用者の面接その他の業務を行う者（面接相談員（※2））として1以上確保されるために必要な員数となっているか。</p> <p>※1 オペレーターとは、夜間対応型訪問介護を提供する時間帯を通じて専ら利用者から通報を受ける業務に当たる従業者をいいう。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、定期巡回サービス及び同一敷地内の指定訪問介護事業所並びに指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務又は利用者以外の者からの通報を受ける業務に従事できる。</p> <p>※2 面接相談員は、面接を適切に行うために配置するもので、夜間勤務のオペレーターや訪問介護員等が従事することで差し支えない。</p> <p>(2) オペレーターは、下記の資格のいずれかを有しているか。</p> <p>イ 看護師・准看護師 ロ 介護福祉士 ハ 医師 ニ 保健師 ホ 社会福祉士又は介護支援専門員</p>	<p>省令第6条 基準について第3の二の2の(1)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・従業員に関する名簿 ・職員勤務表、雇用契約書等 ・介護記録、資格証明書 ・職員履歴書 ・出勤簿等

	<p>(3) 定期巡回サービスを行う訪問介護員等の員数は、交通事情、訪問頻度等を勘案し、利用者に適切な定期巡回サービスを提供するために必要な員数となっているか。</p> <p>(4) 随時訪問サービスを行う訪問介護員等の員数は、指定夜間対応型訪問介護を提供する時間帯を通じて専ら随時訪問サービスの提供にあたる訪問介護員等が1以上確保されるために必要な員数となっているか。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該夜間対応型訪問介護事業所の定期巡回サービス又は同一敷地内にある指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務に従事することができる。</p> <p>2 管理者</p> <p>管理者は常勤専従となっているか。ただし、指定夜間対応型訪問介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の他の職務又は同一敷地内の他の事業所、施設等（当該指定夜間対応型訪問介護事業者が、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の指定を併せて受け、かつ、当該同一敷地内の他の事業所、施設等と一体的に運営している場合に限る。）の職務に従事することができる。</p>	省令第7条 基準について第3の二の2の(2)	
第3 設備に関する基準	<p>1 設備及び備品等</p> <p>(1) 事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けているか。</p> <p>(2) オペレーションセンターには、次に掲げる機器等を備え、必要に応じてオペレーターに当該機器等を携帯させているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 利用者の心身の状況等の情報を蓄積することができる機器等。ただし、当該事業者が適切に利用者の心身の状況等の情報を蓄積するための体制を確保し、オペレーターが当該情報を常時閲覧できるときは、これを備えないことができる。 ロ 隨時適切に利用者からの通報を受けることができる通信機器等 <p>(3) 利用者が援助を必要とする状態となったときに適切にオペレーションセンターに通報できるよう、利用者に対し、通信のための端末機器を配布しているか。ただし、利用者が適切にオペレーションセンターに随時の通報を行うことができる場合は配布する必要はない。</p>	省令第8条 基準について第3の二の3	<ul style="list-style-type: none"> ・平面図 ・設備、備品台帳 ・変更届の控、指定申請書 ・運営規程
第4 運営に関する基準	<p>1 管理者の責務</p> <p>(1) 管理者は、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行っているか。</p> <p>(2) 管理者は、当該夜間対応型訪問介護事業所の従業者に指揮命令を行っているか。</p> <p>(3) オペレーションセンター従業者は、指定夜間対応型訪問介護事業所に対する指定夜間対応型訪問介護事業の利用の申込みに係る調整、訪問介護員等に対する技術指導等のサービス内容の管理を行っているか。</p>	省令第13条 基準について第3の二の2の4の(4)	<ul style="list-style-type: none"> ・業務日誌 ・訪問介護記録等

	<p>2 運営規程</p> <p>指定夜間対応型訪問介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下「運営規程」という。）を定めているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 事業の目的及び運営の方針 ② 従業者の職種、員数及び職務の内容 ③ 営業日及び営業時間 ④ 指定夜間対応型訪問介護の内容及び利用料その他の費用の額 ⑤ 通常の事業の実施地域 ⑥ 緊急時等における対応方法 ⑦ 合鍵の管理方法及び紛失した場合の対処方法 ⑧ その他運営に関する重要事項 <p>3 勤務体制の確保等</p> <p>(1) 利用者に対し適切な指定夜間対応型訪問介護を提供できるよう、指定夜間対応型訪問介護事業所ごとに、夜間対応型訪問介護従業者の勤務の体制を定めているか。</p> <p>(2) 当該指定夜間対応型訪問介護事業所の訪問介護員等によって定期巡回サービス及び随時訪問サービスを提供しているか。</p> <p>ただし、随時訪問サービスについては、他の指定訪問介護事業所との連携を図ることにより当該指定夜間対応型訪問介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の処遇に支障がないときは、当該他の指定訪問介護事業所の訪問介護員等に行わせることができる。</p> <p>また、指定夜間対応型訪問介護事業者が指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定夜間対応型訪問介護の事業と指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業とが同一敷地内において一体的に運営されている場合（省令第3条の30第2項ただし書きの規定により当該指定夜間対応型訪問介護事業所の従業員が当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務を行うことにつき西東京市長に認められている場合に限る。）であって、利用者の処遇に支障がないときは、西東京市長が地域の実情を勘案し適切と認める範囲内において定期巡回サービス又は随時訪問サービスの事業の一部を他の指定訪問介護事業所又は指定夜間対応型訪問介護事業所の従業者に行わせることができる。</p> <p>(3) 訪問介護員等の資質の向上のために、その研修の機会を確保しているか。</p>	<p>省令第14条 基準について第3の二の二の4の（5）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・運営規程 ・組織規程等
--	---	--------------------------------------	---

	<p>4 内容及び手続の説明及び同意</p> <p>(1) 重要事項説明書を交付し、利用申込者又はその家族に対し説明を行い、利用申込者の同意を得ているか。</p> <p>(2) オペレーションセンターを設置しない指定夜間対応型訪問介護事業者は、オペレーションセンターを設置しない場合のオペレーションサービスの実施方法について十分な説明を行っているか。</p> <p>(3) 随時訪問サービスを他の指定訪問介護事業所の訪問介護員に行わせる場合については、その旨について十分な説明を行っているか。</p> <p>5 提供拒否の禁止</p> <p>正当な理由なく指定夜間対応型訪問介護の提供を拒んではいないか。</p> <p>6 サービス提供困難時の対応</p> <p>当該指定夜間対応型訪問介護事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定夜間対応型訪問介護を提供することが困難であると認める場合に、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者への連絡、適当な他の指定夜間対応型訪問介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じているか。</p> <p>7 受給資格等の確認</p> <p>(1) 指定夜間対応型訪問介護の提供の開始に際し、利用者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめているか。</p> <p>(2) 被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定夜間対応型訪問介護を提供するよう努めているか。</p> <p>8 要介護認定の申請に係る援助</p> <p>(1) 要介護認定の申請をしていないことにより要介護認定を受けていない利用申込者については当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行っているか。</p> <p>(2) 指定夜間対応型訪問介護事業者は、居宅介護支援（これに相当するサービスを含む。）が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行っているか。</p>	<p>省令第18条 (準用第3条の7)</p> <p>省令第18条 (準用第3条の8)</p> <p>省令第18条 (準用第3条の9)</p> <p>省令第18条 (準用第3条の10)</p> <p>省令第18条 (準用第3条の11)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・運営規程、重要事項説明書 ・利用申込書又は利用者の同意 ・交付に関する記録 ・契約書等 <ul style="list-style-type: none"> ・利用申込受付簿等 ・要介護度の分布がわかる資料 <ul style="list-style-type: none"> ・居宅介護支援事業者へ連絡記録等 ・当該利用申込者へのサービス提供を他の事業者へ依頼したことがわかる書類等 <ul style="list-style-type: none"> ・サービス提供票控 ・利用者に関する記録 <ul style="list-style-type: none"> ・利用者に関する記録
--	---	---	---

	<p>9 心身の状況等の把握</p> <p>指定夜間対応型訪問介護の提供に当たっては、オペレーションセンター従業者による利用者の面接によるほか、利用者に係る居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議（指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号。以下「指定居宅介護支援等基準」という。）第13条第9号に規定するサービス担当者会議をいう。以下この章及び次章において同じ。）等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。</p> <p>10 居宅介護支援事業者等との連携</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 指定夜間対応型訪問介護の提供に当たっては、居宅介護支援事業者等との密接な連携に努めているか。 (2) 指定夜間対応型訪問介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る居宅介護支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。 <p>11 法定代理受領サービスの提供を受けるための援助</p> <p>指定夜間対応型訪問介護の提供の開始に際し、利用申込者が介護保険法施行規則第65条の4各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、居宅サービス計画の作成を居宅介護支援事業者に依頼する旨を西東京市に対して届け出ること等により、指定夜間対応型訪問介護の提供を法定代理受領サービスとして受けることができる旨の説明、居宅介護支援事業者に関する情報の提供その他の法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行っているか。</p> <p>12 居宅サービス計画に沿ったサービスの提供</p> <p>居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿った指定夜間対応型訪問介護を提供しているか。</p> <p>13 居宅サービス計画の変更の援助</p> <p>利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る居宅介護支援事業者への連絡その他の必要な援助を行っているか。</p> <p>14 身分を証する書類の携行</p> <p>夜間対応型訪問介護従業者に身分を証する書類を携行させ、面接時、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを掲示すべき旨を指導しているか。</p>	<p>省令第18条 (準用第3条の12)</p> <p>省令第18条 (準用第3条の13)</p> <p>省令第18条 (準用第3条の14)</p> <p>省令第18条 (準用第3条の15)</p> <p>省令第18条 (準用第3条の16)</p> <p>省令第18条 (準用第3条の17)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者に関する記録 ・サービス担当者会議の要点の写し ・サービス担当者に対する照会(依頼)内容等 ・利用者に関する記録 ・情報提供に関する記録 ・利用者の届出書控等 ・居宅サービス計画書 ・居宅サービス計画書 ・夜間対応型訪問介護計画書 ・週間サービス計画表 ・夜間対応型訪問介護計画書 ・サービス提供票等 ・居宅介護支援事業所との記録等
--	--	---	--

	<p>15 サービスの提供の記録</p> <p>(1) 指定夜間対応型訪問介護を提供した際には、当該指定夜間対応型訪問介護の提供日及び内容、当該指定夜間対応型訪問介護について法第41条第6項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅サービス費の額その他必要な事項を、当該利用者に係る居宅サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しているか。</p> <p>(2) 指定夜間対応型訪問介護を提供した際には、提供したサービスの具体的な内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、当該事項に係る情報を当該利用者に対して提供しているか。</p>	省令第18条 (準用第3条の18)	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者に関する記録（変更があったかの確認） ・サービス計画表 ・サービス提供票 ・業務マニュアル ・サービス提供票、別表 ・居宅サービス計画 ・夜間対応型訪問介護記録
	<p>16 利用料等の受領</p> <p>(1) 法定代理受領サービスに該当する指定夜間対応型訪問介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定夜間対応型訪問介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額から当該指定夜間対応型訪問介護事業者に支払われる地域密着型介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けているか。</p> <p>(2) 法定代理受領サービスに該当しない指定夜間対応型訪問介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定夜間対応型訪問介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしているか。</p> <p>(3) (1)及び(2)の支払を受ける額のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において指定夜間対応型訪問介護を行う場合は、それに要した交通費の額の支払を利用者から受けることができるものであるが、当該費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、当該利用者の同意を得ているか。</p>	省令第18条 (準用第3条の19)	<ul style="list-style-type: none"> ・サービス提供票、別票 ・領収証控 ・請求書控 ・給付明細書 ・運営規程（利用料その他の費用、実施地域等の確認） ・重要事項説明書
	<p>17 保険給付の請求の申請に必要となる証明書の交付</p> <p>法定代理受領サービスに該当しない指定夜間対応型訪問介護に係る利用料の支払を受けた場合は、当該指定夜間対応型訪問介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に交付しているか。</p>	省令第18条 (準用第3条の20)	<ul style="list-style-type: none"> ・サービス提供証明書控（介護給付明細書代用可） ・夜間対応型訪問介護計画書
	<p>18 指定夜間対応型訪問介護の基本的取扱方針</p> <p>(1) 定期巡回サービスについては、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われるとともに、オペレーションセンターサービス及び随時訪問サービスについては、利用者からの随時の通報に適切に対応して行われるものとし、利用者が夜間において安心してその居宅において生活を送ることができるものとなっているか。</p> <p>(2) 指定夜間対応型訪問介護事業者は、提供する指定夜間対応型訪問介護の質の評価を行い、常に改善を図っているか。</p>	省令第9条 基準について第3の二の4の (1)	<ul style="list-style-type: none"> ・訪問介護記録 ・サービス提供記録 ・苦情に関する記録 ・利用者に関する記録

	<p>19 指定夜間対応型訪問介護の具体的取扱方針</p> <p>指定夜間対応型訪問介護の具体的な取扱いは、次に掲げるところによっているか。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 定期巡回サービスの提供に当たっては、夜間対応型訪問介護計画に基づき、利用者が安心してその居宅において生活を送るのに必要な援助を行っているか。 (2) 随時訪問サービスを適切に行うため、オペレーションセンター従業者は、利用者の面接及び1月ないし3月に1回程度の利用者の居宅への訪問を行い、随時利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な相談及び助言を行っているか。 (3) 随時訪問サービスの提供に当たっては、夜間対応型訪問介護計画に基づき、利用者からの随時の連絡に迅速に対応し、必要な援助を行っているか。 (4) 指定夜間対応型訪問介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行っているか。 (5) 指定夜間対応型訪問介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行っているか。 (6) 利用者からの連絡内容や利用者の心身の状況を勘案し、必要があると認めるときは、利用者が利用する指定訪問看護ステーション（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号。以下「指定居宅サービス等基準」という。）第60条第1項第1号に規定する指定訪問看護ステーションをいう。）への連絡を行う等の適切な措置を講じているか。 (7) 指定夜間対応型訪問介護の提供に当たり利用者から合鍵を預かる場合には、その管理を厳重に行うとともに、管理方法、紛失した場合の対処方法その他必要な事項を記載した文書を利用者に交付しているか。 <p>20 夜間対応型訪問介護計画の作成</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) オペレーションセンター従業者（オペレーションセンターを設置しない場合にあっては、訪問介護員等。以下この章において同じ。）は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、定期巡回サービス及び随時訪問サービスの目標、当該目標を達成するための具体的な定期巡回サービス及び随時訪問サービスの内容等を記載した夜間対応型訪問介護計画を作成しているか。 (2) 夜間対応型訪問介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成しているか。 (3) オペレーションセンター従業者は、夜間対応型訪問介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ているか。 (4) オペレーションセンター従業者は、夜間対応型訪問介護計画を作成した際には、当該夜間対応型訪問介護計画を利用者に交付しているか。 	<p>省令第10条 基準について第3の二の4の(1)</p> <p>省令第11条 基準について第3の二の4の(2)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・評価を実施した記録 ・夜間対応型訪問介護計画書 ・使用しているパンフレット等 <ul style="list-style-type: none"> ・夜間対応型訪問介護計画書 ・利用者に関する記録 ・相談・助言を記録した書類等 ・居宅サービス計画書
--	---	---	---

	<p>(5) オペレーションセンター従業者は、夜間対応型訪問介護計画の作成後、当該夜間対応型訪問介護計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該夜間対応型訪問介護計画の変更を行っているか。また、変更時には(1)から(4)までの基準を満たしているか。</p> <p>(6) 居宅サービス計画に基づきサービスを提供している指定地域密着型通所介護事業者は、当該居宅サービス計画を作成している指定居宅介護支援事業者から通所介護計画の提供の求めがあった際には、当該通所介護計画を提供することに協力するよう努めているか。</p>	基準について第3の二の二の3の(3)	
	<p>21 同居家族に対するサービス提供の禁止</p> <p>訪問介護員等に、その同居の家族である利用者に対する指定夜間対応型訪問介護の提供をさせていなか。</p>	省令第18条 (準用第3条の25)	<ul style="list-style-type: none"> ・介護記録 ・手順書
	<p>22 利用者に関する西東京市への通知</p> <p>利用者が正当な理由なく、指定夜間対応型訪問介護の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められる場合又は偽りその他不正の行為によって保険給付を受け、若しくは受けようとした場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を西東京市に通知しているか。</p>	省令第18条 (準用第3条の26)	<ul style="list-style-type: none"> ・西東京市に送付した通知に係る記録
	<p>23 緊急時等の対応</p> <p>通所介護従業者等は、現に指定夜間対応型訪問介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じているか。</p>	省令第12条 基準について第3の二の4の(3)	<ul style="list-style-type: none"> ・運営規程 ・連絡体制に関する書類
	<p>24 衛生管理等</p> <p>(1) 訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行っているか。</p> <p>(2) 指定夜間対応型訪問介護事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めているか。</p>	省令第18条 (準用第3条の31)	<ul style="list-style-type: none"> ・衛生管理に関するマニュアル ・食中毒防止等の研修記録
	<p>25 掲示</p> <p>指定夜間対応型訪問介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、通所介護従業者等の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。</p>	省令第18条 (準用第3条の32)	<ul style="list-style-type: none"> ・掲示板場所確認
	<p>26 秘密保持等</p> <p>(1) 従業者は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていないか。</p> <p>(2) 従業者であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。</p> <p>(3) サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は当該利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合にあっては当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ているか。</p>	省令第18条 (準用第3条の33)	<ul style="list-style-type: none"> ・就業時の取り決め等の記録 ・雇用契約書 ・利用者、家族の同意書

	<p>27 広告 指定夜間対応型訪問介護事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものとなっていないか。</p> <p>28 居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止 居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。</p> <p>29 苦情処理</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じているか。 具体的には、相談窓口、苦情処理の体制及び手順等当該事業所における苦情を処理するため講ずる措置の概要について明らかにし、利用申込者又はその家族にサービスの内容を説明する文書に苦情に対する措置の概要についても併せて記載するとともに、事業所に掲示すること等を行っているか。 (2) 前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しているか。 (3) 提供した指定夜間対応型訪問介護に関し、法第23条の規定により西東京市が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該西東京市の職員からの質問若しくは照会に応じるとともに、利用者からの苦情に関して西東京市が行う調査に協力し、西東京市から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。 (4) 西東京市からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を西東京市に報告しているか。 (5) 提供した指定夜間対応型訪問介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う法第176条第1項第3号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。 (6) 国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しているか。 <p>30 地域との連携</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) その事業の運営に当たっては、提供した指定夜間対応型訪問介護に関する利用者からの苦情に関して西東京市等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の西東京市が実施する事業に協力するよう努めているか。 	<p>省令第18条 (準用第3条の34)</p> <p>省令第18条 (準用第3条の35)</p> <p>省令第18条 (準用第3条の36)</p> <p>省令第16条 基準について第3の二の二の3の(7)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・パンフレット等 ・ポスター等 ・広告 <ul style="list-style-type: none"> ・運営規程 ・掲示物 ・指定申請書の写し ・苦情に関する記録 ・指導等に関する記録 <ul style="list-style-type: none"> ・苦情に関する記録 ・連絡マニュアル類 ・事故記録等 <ul style="list-style-type: none"> ・運営推進会議の記録等
--	--	---	--

	<p>31 事故発生時の対応</p> <p>(1) 利用者に対する指定夜間対応型訪問介護の提供により事故が発生した場合は、西東京市、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。</p> <p>(2) 前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しているか。</p> <p>32 会計の区分</p> <p>指定夜間対応型訪問介護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定夜間対応型訪問介護の事業の会計とその他の事業の会計を区分しているか。</p> <p>33 記録の整備</p> <p>(1) 従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しているか。</p> <p>(2) 介護サービスの提供に関する記録（夜間対応型訪問介護計画、サービス実施記録等）を整備・保存しているか。</p>	省令第18条 (準用第3条の38)	<ul style="list-style-type: none"> ・連絡マニュアル ・事故に関する記録
第5 変更の届出等	<p>1 変更の届出等</p> <p>(1) 当該指定に係る事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があったとき、又は休止した当該サービスの事業を再開したときは、厚生労働省令で定めるところにより、10日以内に、その旨を西東京市長に届け出ているか。</p> <p>(2) 当該事業を廃止し、又は休止しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、その廃止又は休止の日の1ヶ月前までに、その旨を西東京市長に届け出ているか。</p>	法第78条の5第1項 法第78条の5第2項	
第6 介護給付費の算定及び取扱い	<p>1 基本的事項</p> <p>(1) 指定夜間対応型訪問介護事業に要する費用の額は、平成18年厚生労働省告示第126号の別表「指定居宅サービス介護給付費単位数表」により算定されているか。 ただし、指定夜間対応型訪問介護事業者が指定夜間対応型訪問介護事業所毎に所定単位数より低い単位数を設定する旨を、西東京市に事前に届出を行った場合は、この限りではない。</p> <p>(2) 指定夜間対応型訪問介護事業に要する費用の額は、平成27年厚生労働省告示第93号の「厚生労働大臣が定める1単位の単価」に、別表に定める単位数を乗じて算定しているか。</p> <p>(3) 1単位の単価に単位数を乗じて得た額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて計算しているか。</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・加算体制届出等

	<p>2 夜間対応型訪問介護費</p> <p>(1) 夜間対応型訪問介護費（Ⅰ）</p> <p>イ オペレーションセンターを設置している事業所において算定しているか。</p> <p>ロ 月途中からの利用開始又は月途中での利用終了の場合は、基本夜間対応型訪問介護費にかかる所定単位数を日割り計算して得た単位数で算定しているか。</p> <p>(2) 夜間対応型訪問介護費（Ⅱ）</p> <p>イ 月途中からの利用開始又は月途中での利用終了の場合は、基本夜間対応型訪問介護費にかかる所定単位数を日割り計算して得た単位数で算定しているか。</p> <p>ロ 当該夜間対応型訪問介護事業所の営業日及び営業時間において、他の訪問介護事業所のサービスを利用していた場合は、他の訪問介護事業所のサービスに係る訪問介護費を算定していないか。</p> <p>(3) 基本夜間対応型訪問介護費</p> <p>利用者に対して、オペレーションセンターに通報できる端末機器を配布し、利用者からの通報を受けることが出来る体制を整備しているか。</p> <p>(4) 定期巡回サービス費</p> <p>利用者に対して、指定夜間対応型訪問介護事業所の訪問介護員等が定期巡回サービスを行っているか。</p> <p>(5) 隨時訪問サービス費（Ⅰ）</p> <p>利用者に対して、指定夜間対応型訪問介護事業所の訪問介護員等が随時訪問サービスを行っているか。</p> <p>(6) 隨時訪問サービス費（Ⅱ）</p> <p>次のいずれかに該当する場合において、1人の利用者に対して2人の指定夜間対応型訪問介護事業所の訪問介護員等により随時訪問サービスを行うことについて利用者又はその家族に同意を得て随時訪問サービスを行っているか。</p> <p>3 24時間通報対応加算</p> <p>夜間対応型訪問介護費（Ⅰ）を算定する指定夜間対応型訪問介護事業所のうち、別に厚生労働大臣が定める基準（※）に適合するとして西東京市長に届け出た指定夜間対応型訪問介護事業所が日中においてオペレーションセンターサービスを行う場合は、24時間通報対応加算として、1月につき610単位を所定単位数に加算する。</p> <p>※別に厚生労働大臣が定める基準とは以下の全てを満たすものを指す</p>	<p>告示2のイ、告示2のイからロの注1</p> <p>告示2のロ、告示2のイからロの注1</p> <p>告示2のイからロの別表1の注</p> <p>告示2のイからロの別表2の注</p> <p>告示2のイからロの別表3の注</p> <p>告示2のイからロの別表4の注</p> <p>告示2のイからロの注2</p>	<p>・介護給付費明細書等</p>
--	--	--	-------------------

	<p>イ 日中においてオペレーションセンターサービスを行うために必要な人員を確保していること。</p> <p>ロ 利用者からの通報を受け、緊急の対応が必要と認められる場合に連携する指定訪問介護事業所に速やかに連絡する体制を確保し、必要に応じて指定訪問介護が実施されること。</p> <p>ハ 利用者の日中における居宅サービスの利用状況等を把握していること。</p> <p>ニ 利用者からの通報について、通報日時、通報内容、具体的対応の内容について記録を行っていること。</p>		
	<p>4 夜間対応型訪問介護事業所と同意地の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物又は指定夜間対応型訪問介護事業所と同一の建物に居住する利用者に対する取扱い</p> <p>(1) 指定夜間対応型訪問介護事業所の所在する建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは指定夜間対応型訪問介護事業所と同一の建物に居住する利用者又は指定夜間対応型訪問介護事業所における1月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物に居住する利用者に対して、指定夜間対応型訪問介護を行った場合に、夜間対応型訪問介護費（Ⅰ）については、定期巡回サービス又は随時訪問サービスを行った際に算定する所定単位数の100分の90に相当する単位数を、夜間対応型訪問介護費（Ⅱ）については、所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定しているか。</p> <p>(2) また、指定夜間対応型訪問介護事業所における1月当たりの利用者が同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者に対して、指定夜間対応型訪問介護を行った場合に、夜間対応型訪問介護費（Ⅰ）については、定期巡回サービス又は随時訪問サービスを行った際に算定する所定単位数の100分の85に相当する単位数を、夜間対応型訪問介護費（Ⅱ）については、所定単位数の100分の85に相当する単位数を算定しているか。</p>	告示2のイからロの注3	
	<p>5 サービス種類相互の算定関係</p> <p>利用者が短期入所生活介護、短期入所療養介護若しくは特定施設入居者生活介護又は小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護若しくは複合型サービスを受けている間に、夜間対応型訪問介護費を算定していないか。</p> <p>6 サービス提供体制強化加算</p> <p>次に掲げる基準に適合しているものとして西東京市長に届け出た指定夜間対応型訪問介護事業所が利用者に対し指定夜間対応型訪問介護を行った場合等は、当該基準に掲げる区分に従い、1回につき所定の単位数を加算しているか。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。</p> <p>イ サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ 次のいずれにも適合すること。</p>	告示2のハの注	

	<p>(1) 夜間対応型訪問介護費（Ⅰ）を算定していること。</p> <p>(2) 指定夜間対応型訪問介護事業所の全ての訪問介護員等に対し、訪問介護員等ごとに研修計画を作成し、当該計画に従い、研修を実施又は実施を予定していること。</p> <p>(3) 利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たっての留意事項の伝達又は当該指定夜間対応型訪問介護事業所における訪問介護員等の技術指導を目的とした会議を定期的に開催すること。</p> <p>(4) 当該指定夜間対応型訪問介護事業所の全ての訪問介護員等に対し、健康診断等を定期定期に実施すること。</p> <p>(5) 指定夜間対応型訪問介護事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の40以上又は介護福祉士、実務者研修修了者及び介護職員基礎研修過程修了者のしめる割合が100分の60以上であること。</p> <p>ロ サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ</p> <p>次のいずれにも適合すること。</p> <p>(1) 夜間対応型訪問介護費（Ⅰ）を算定していること。</p> <p>(2) 指定夜間対応型訪問介護事業所の全ての訪問介護員等に対し、訪問介護員等ごとに研修計画を作成し、当該計画に従い、研修を実施又は実施を予定していること。</p> <p>(3) 利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たっての留意事項の伝達又は当該指定夜間対応型訪問介護事業所における訪問介護員等の技術指導を目的とした会議を定期的に開催すること。</p> <p>(4) 当該指定夜間対応型訪問介護事業所の全ての訪問介護員等に対し、健康診断等を定期定期に実施すること。</p> <p>(5) 指定夜間対応型訪問介護事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の30以上又は介護福祉士、実務者研修修了者及び介護職員基礎研修過程修了者のしめる割合が100分の50以上であること。</p> <p>ハ サービス提供体制強化加算(Ⅱ)イ</p> <p>次のいずれにも適合すること。</p> <p>(1) 夜間対応型訪問介護費（Ⅱ）を算定していること。</p> <p>(2) 指定夜間対応型訪問介護事業所の全ての訪問介護員等に対し、訪問介護員等ごとに研修計画を作成し、当該計画に従い、研修を実施又は実施を予定していること。</p> <p>(3) 利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たっての留意事項の伝達又は当該指定夜間対応型訪問介護事業所における訪問介護員等の技術指導を目的とした会議を定期的に開催すること。</p> <p>(4) 当該指定夜間対応型訪問介護事業所の全ての訪問介護員等に対し、健康診断等を定期定期に実施すること。</p>		
--	--	--	--

	<p>(5) 指定夜間対応型訪問介護事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の30以上又は介護福祉士、実務者研修修了者及び介護職員基礎研修過程修了者のしめる割合が100分の50以上であること。</p> <p>ハ サービス提供体制強化加算(II)ロ</p> <p>次のいずれにも適合すること。</p> <p>(1) 夜間対応型訪問介護費（II）を算定していること。</p> <p>(2) 指定夜間対応型訪問介護事業所の全ての訪問介護員等に対し、訪問介護員等ごとに研修計画を作成し、当該計画に従い、研修を実施又は実施を予定していること。</p> <p>(3) 利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たっての留意事項の伝達又は当該指定夜間対応型訪問介護事業所における訪問介護員等の技術指導を目的とした会議を定期的に開催すること。</p> <p>(4) 当該指定夜間対応型訪問介護事業所の全ての訪問介護員等に対し、健康診断等を定期定期に実施すること。</p> <p>(5) 指定夜間対応型訪問介護事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の30以上又は介護福祉士、実務者研修修了者及び介護職員基礎研修過程修了者のしめる割合が100分の50以上であること。</p>		
	<p>7 介護職員処遇改善加算</p> <p>別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして知事に届け出た指定夜間対応型訪問介護事業所が、利用者に対し、指定夜間対応型訪問介護を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、平成33年3月31日までの間（（4）及び（5））については、別に厚生労働大臣が定める期日までの間）、次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。</p> <p>ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定していないか。</p> <p>(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 算定した単位数の1000分の137に相当する単位数</p> <p>(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) 算定した単位数の1000分の100に相当する単位数</p> <p>(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) 算定した単位数の1000分の55に相当する単位数</p> <p>(4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) （3）により算定した単位数の100分の90に相当する単位数</p> <p>(5) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ) （3）により算定した単位数の100分の80に相当する単位数</p> <p>イ 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)</p> <p>次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>(1) 介護職員の賃金（退職手当を除く。）の改善（以下「賃金改善」という。）に要する費用の見込額（賃金改善に伴う法定福利費等の事業主負担の増加分を含むことができる。以下同じ。）が介護職員処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。</p>	告示2の二の注	<ul style="list-style-type: none"> ・介護職員処遇改善計画書 ・給与明細

	<p>(2) 指定夜間対応型訪問介護事業所において、(1)の賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の介護職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員処遇改善計画書を作成し、全ての介護職員に周知し、知事に届け出ていること。</p> <p>(3) 介護職員処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために介護職員の賃金水準（本加算による賃金改善分を除く。）を見直すことはやむを得ないが、その内容について知事に届け出ること。</p> <p>(4) 当該指定夜間対応型訪問介護事業所において、事業年度ごとに介護職員の処遇改善に関する実績を知事に報告すること。</p> <p>(5) 算定日が属する月の前12月間において、労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）、最低賃金法（昭和34年法律第137号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）、雇用保険法（昭和41年法律第116号）その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていないこと。</p> <p>(6) 当該指定夜間対応型訪問介護事業所において、労働保険料（労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）第10条第2項に規定する労働保険料をいう。以下同じ。）の納付が適正に行われていること。</p> <p>(7) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>(一) 介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件（介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。</p> <p>(二) (一)の要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。</p> <p>(三) 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。</p> <p>(四) (三)について、全ての介護職員に周知していること。</p> <p>(五) 介護職員の経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けていること。</p> <p>(六) (五)の要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。</p> <p>(8) 平成27年4月から(2)の届出日の属する月の前月までに実施した介護職員の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。）及び当該介護職員の処遇改善に要した費用を全ての職員に周知していること。</p> <p>□ 介護職員処遇改善加算(II)</p> <p>イ (1)から(6)まで、(7)(一)から(四)まで及び(8)に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p>		
--	---	--	--

	<p>ハ 介護職員処遇改善加算(III)</p> <p>次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>(1) イ (1) から (6) までに掲げる基準に適合すること。</p> <p>(2) 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。</p> <p>(一) 次に掲げる要件の全てに適合すること。</p> <p>a 介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件（介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。</p> <p>b aの要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。</p> <p>(二) 次に掲げる要件の全てに適合すること。</p> <p>a 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。</p> <p>b aについて、全ての介護職員に周知していること。</p> <p>(3) 平成20年10月からイ (2) の届出の日の属する月の前月までに実施した介護職員の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。）及び当該介護職員の処遇改善に要した費用を全ての職員に周知していること。</p> <p>ニ 介護職員処遇改善加算(IV)</p> <p>イ (1) から (6) までに掲げる基準のいずれにも適合し、かつハ (2) 又は (3) に掲げる基準のいずれかに適合すること。</p> <p>ホ 介護職員処遇改善加算(V)</p> <p>イ (1) から (6) までに掲げる基準のいずれにも適合すること。</p>		
--	--	--	--

<参考>

(注) 本文中の表記については、以下のとおり略しています。

法⇒介護保険法（平成9年12月17日交付法律第123号）

省令⇒指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年3月14日厚生労働省令第34号）

基準について⇒指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について（平成18年3月31日老計発0331004号・老振発0331004号・老老発0331017号）

告示⇒指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年3月14日厚生労働省告示第126号）